

2013 年 5 月 31 日

豊中市と新関西国際空港株式会社による 「大阪国際空港周辺場外用地の産業利用に関する覚書」の締結について

豊中市と新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」）は、新関空会社の所有する場外用地の一部について、産業利用を優先した売却方法を取ることにした「大阪国際空港周辺場外用地の産業利用に関する覚書」（以下「覚書」）を、本日（2013 年 5 月 31 日）締結しました。

この覚書に基づき、豊中市と新関空会社は、場外用地の売却等に取り組んでいくこととし、空港周辺地域の企業立地の促進のため、協力してまいります。

【経緯・趣旨】

豊中市と新関空会社は、場外用地の有効活用等による大阪国際空港を活かしたまちづくりや空港周辺地域の産業再生について両者が協働し、空港と周辺地域の一層の活性化を図っていくことが、極めて重要な課題であるとの認識の下、2012 年 11 月 1 日に「『大阪国際空港を活かしたまちづくりの推進』に関する基本合意」及び「大阪国際空港周辺場外用地（豊中市域）の取扱いに関する覚書」（以下「基本合意等」）を締結しました。

基本合意等の締結以降、豊中市と新関空会社は、空港周辺地域の企業立地を促進するため、具体的な方策の検討・協議を進めた結果、今後、一部の場外用地について、産業利用を優先した売却方法を取ることにした覚書を締結することになりました。

豊中市と新関空会社は、今後、この覚書に基づき、場外用地の売却等に取り組んでいくこととし、空港周辺地域の企業立地の促進のため、協力してまいります。

【覚書の概要】

①産業利用優先用地の指定

新関空会社が保有する場外用地のうち、産業利用を優先する用地として、15カ所を指定。

（別添 覚書別紙1 参照）

②特定業態先行入札方式の実施

産業利用優先用地の売却に際しては、原則として、特定業態（企業立地の促進及び操業環境の維持向上に支障がない業態として覚書で定める業態：別添 覚書別紙2 参照）として、豊中市が確認した者に入札者を限定して先行的に入札を行うこととする。

【売却時期等】

- ・ 2013 年度から数回に分けて、産業利用優先用地の売却を順次実施する。
- ・ 第 1 回の売却の詳細については、2013 年 6 月の公表を予定している。



大阪国際空港周辺場外用地の産業利用に関する覚書

豊中市（以下「市」という。）と新関西国際空港株式会社（以下「新関西空会社」という。）は、新関西空会社が保有する大阪国際空港周辺場外用地（以下「場外用地」という。）の売却等に際して、市の企業立地促進に資するため、次のとおり覚書を締結する。

（定義）

第 1 条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域再生計画 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、平成 18 年 7 月 3 日に内閣総理大臣の認定を受けた「大阪国際空港周辺地域における移転跡地の有効活用による「まちづくり」と「産業再生」計画」をいう。
- (2) 産業利用優先用地 新関西空会社が保有する場外用地のうち、産業利用を優先するものとして別紙 1 に定める場外用地をいう。
- (3) 特定業態先行入札 産業利用優先用地の売却に際して、特定業態（企業立地の促進及び操業環境の維持向上に支障がない業態として別紙 2 に定める業態をいう。以下同じ。）に入札者を限定して先行的に行う入札をいう。

（協力）

第 2 条 市及び新関西空会社は、地域再生計画及び「大阪国際空港周辺場外用地（豊中市域）の取扱いに関する覚書」（平成 24 年 11 月 1 日締結）の目的達成のため、双方が誠意をもって協力するものとする。

（産業利用優先用地の売却等）

- 第 3 条 産業利用優先用地の売却は、特定業態先行入札によることを原則とする。ただし、特定業態先行入札を実施したにも関わらず落札のない場合その他特別の理由がある場合は、新関西空会社は、市と協議のうえ、特定業態先行入札によらず売却することができる。
- 2 市は、産業利用優先用地の売却に際して、土地利用に関する技術的な助言を新関西空会社に対し行うものとする。
 - 3 市は、特定業態先行入札による産業利用優先用地の売却に際して、事前に入札者の業態確認審査を行うものとする。
 - 4 新関西空会社は、産業利用優先用地を第三者に貸し付ける場合は、特定業態に該当する者を優先するものとする。

(期間)

第4条 この覚書の有効期間は、平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、市及び新関空会社のいずれか一方が相手方に対し、文書をもって本覚書を終了させる意思表示をしない限り、1年間の期間をもって更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義が生じた場合)

第5条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度市及び新関空会社が協議して決定するものとする。

この覚書締結の証として本覚書2通を作成し、市及び新関空会社の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年(2013年)5月31日

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市

市民協働部長 松田 泰郎

豊中市蛍池西町3丁目371番地

新関西国際空港株式会社

環境・地域振興部長 松尾 高茂

別紙 1 (産業利用優先用地)

物件番号	所在地 (地番)
1	走井 2 丁目 98-7
(33, 36, 37)	原田中 1 丁目 168-1 外
38	原田中 1 丁目 94-3
39	原田中 1 丁目 16
39-2	原田中 1 丁目 85 外
40	原田中 1 丁目 23
42 (都市計画緑地区域内)	原田中 1 丁目 221-1
46 (都市計画緑地区域内)	原田南 1 丁目 52-1 外
47	原田南 1 丁目 58
48	原田南 2 丁目 109-1
49	原田南 2 丁目 81-1
50	原田南 1 丁目 55
153	服部西町 5 丁目 66-1
野球場	原田中 1 丁目 29-1 外
テニスコート	原田南 2 丁目 70 外

別紙 2（特定業態）

次に掲げる施設に係る業態以外の業態。

（１）住居の基盤となる施設

住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、老人ホーム、身体障がい者福祉施設

（２）不特定多数の一般客を集客する施設

売り場面積 500 m²以上の物販店舗・飲食店舗、遊戯風俗施設、複合集客施設